

主 文

- 1 被告が令和7年12月4日付けで原告に対してした選挙人名簿の登録に関する異議の申出を棄却する決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

5 事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

10 原告は、●●罪により、懲役●年の有罪判決を受けて懲役刑に服した後、仮釈放許可決定を受けて釈放され、令和7年7月30日から高松市に居住している。高松市選挙管理委員会は、選挙人名簿登録日である同年12月1日、原告を選挙人名簿に登録しなかった。

15 原告は、これを不服として、高松市選挙管理委員会委員長に対し、公職選挙法（以下「**公職法**」という。）24条1項1号に基づく異議を申し出たが、同委員長は、令和7年12月4日、これを棄却する決定をした（以下「**本件決定**」という。）。

20 本件は、原告が、「拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」（以下「**受刑者**」という。）の選挙権を一律に制限する公選法11条1項2号の規定が、憲法前文、1条、15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するなどと主張して、公選法25条1項が定める選挙人名簿登録異議訴訟として、本件決定の取消しを求めた事案である。

2 関係法令の定め

25 公選法は、9条1項において、日本国民で年齢満18年以上の者は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する旨を規定している。

公選法11条1項は、「次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。」と

し、同項2号において、「拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」を挙げている。

第3 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

5 1 原告は、昭和▲年▲月▲日生まれの男性である（甲2）。

原告は、令和▲年▲月▲日、●●地方裁判所において、●●罪により懲役●年の有罪判決を受けた。同判決の確定後、原告に対する懲役刑が執行された。（甲3、弁論の全趣旨）

10 2 原告は、令和7年6月23日、訴状の原告肩書住所地を居住すべき住居と定めた仮釈放許可決定を受け、同年7月30日に釈放された。

3 原告の刑期終了日は、令和8年3月8日である。

（以上につき、甲4）

4 原告は、令和7年7月30日に高松市内に転入し、同年8月7日に高松市長に転入の届出をした（甲2）。

15 5 被告は、令和7年12月1日の選挙人名簿登録日に、その調整する選挙人名簿に原告を登録しなかった（争いがない）。

6 原告は、同月2日、被告に対し、公選法24条1項1号に基づき、自らを選挙人名簿に登録するよう求める異議を申し出た（甲5）。

20 7 被告は、同月4日、原告が公選法11条1項2号が定める「拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」に該当し、公選法21条1項が規定する被登録資格を有しないことを理由に、前記6の申出を棄却する決定をした（本件決定。甲6）。

8 原告は、令和7年12月11日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

第4 争点及び当事者の主張

25 原告は、公選法11条1項2号に該当するほかは、選挙人名簿の被登録資格（公選法21条1項）に欠けるところがない。本件の争点は、①公選法11条1項2

号の憲法適合性、②同号のうち、仮釈放中の受刑者の選挙権を制限する部分の憲法適合性、③原告に対して同号を適用することの憲法適合性である。

(原告の主張)

1 争点① (公選法 11 条 1 項 2 号の憲法適合性)

5 (1) 判断枠組み

公選法 11 条 1 項 2 号の憲法適合性の判断枠組みは、最高裁平成 13 年 (行ツ) 82 号、同 83 号、平成 13 年 (行ヒ) 76 号、同 77 号大法廷判決平成 17 年 9 月 14 日・民集 59 卷 7 号 2087 頁 (以下「**平成 17 年最判**」という。)を採用すべきである。したがって、①受刑者が「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」に該当せず、②平成 17 年最判のいう「やむを得ない事由」が認められる場合、すなわち「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合」に当たらなければ、公選法 11 条 1 項 2 号は違憲となる。

10 (2) 「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」

15 「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」とは、公選法に違反して「自ら選挙の公正を害する行為をした者」のほか、政治資金規正法違反、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律違反等、公選法違反に類似する犯罪を犯した者を指す(以下、公選法 252 条、政治資金規正法 28 条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 17 条による選挙権制限を「**選挙犯罪者等の選挙権制限**」という。)。受刑者はこれに該当しない。

25 受刑者に対する選挙権制限と、選挙犯罪者等の選挙権制限は、以下のとおり、その性質を異にするから、これらを同視して「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」に該当すると考えることはできない。

ア 選挙犯罪者等の選挙権制限は、犯罪に対する制裁として規定されているが、

受刑者に対する選挙権制限は、公選法上、選挙人の資格に係るものとして規定されており、規定の態様が異なる。

イ 選挙犯罪者等の選挙権制限は、刑事裁判において、選挙の公正を害した程度が考慮され、その要否や制限の期間が判断される。これに対し、受刑者の選挙権制限は、受刑者であることを理由に一律になされるものであり、司法判断を経たものではない。

ウ 公選法252条及び政治資金規正法28条の規定により選挙権を制限されている者は、選挙活動も禁止されているが（公選法137条の3）、受刑者に対し、選挙運動を禁止する規定はない。

10 以上より、選挙犯罪者等の選挙権制限と、受刑者に対する選挙権制限とは、その性質が異なるから、これらを同視して、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」に当たるとすることはできない。

また、選挙犯罪者等の選挙権制限の適用対象者がごくわずかであるのに対し、受刑者数は、3万3700人余り（令和5年の年末時点）の多数に上る。このような多数の受刑者に対する選挙権制限が、選挙犯罪者等の選挙権制限に付随する「等」に含まれるとする解釈は、明らかに誤っている。

(3) 「やむを得ない事由」

ア 受刑者であることを根拠とする制限は許容されない。

20 受刑者の地位にあることに基づく選挙権の制限は、選挙の公正確保と関連しないから、平成17年最判のいう「やむを得ない事由」はない。単に受刑者としての地位にあるというだけでは、選挙の公正が害される一般的、抽象的なおそれすら生じない。

イ 受刑者の情報摂取は困難ではない

25 受刑者は、刑事施設内であっても、新聞の閲読、テレビ番組の視聴等で情報を取得している。受刑者の情報摂取が困難とはいえないから、これを理由に「やむを得ない事由」があるとはいえない。

名簿に登録しなかったことは、公選法 22 条 1 項に違反するし、本件決定も同様に違法である。

(被告の主張)

1 争点① (公選法 11 条 1 項 2 号の憲法適合性)

5 (1) 判断枠組み

ア 選挙権の性質

選挙権は、個人の主観的権利という性格を持つと同時に、機関(選挙人団)の一員としての公務執行という性格を併せ持つものであり、すべての人に当然に与えられる超国家的な基本権ではなく、一定の資格を有する国民のみに
10 与えられる国家法上の基本権である。

イ 立法裁量

憲法 44 条本文が、「選挙人の資格は、法律でこれを定める。」としたのは、前記アの選挙権の公務としての側面に着目して、公務を遂行する選挙人団の構成員たるにふさわしい資格を立法府において決定すべきことを定めたもの
15 である。

選挙権は、立法により決せられない限り、その具体的内容が定まらない権利であることも踏まえると、選挙人団の構成員たる資格についてその内容を形成することは、立法府の裁量に委ねられるべき事項といえる。

したがって、立法府は、合理的な理由に基づいて選挙人の欠格事由を定める
20 ことが許容されている。

ウ 本件における判断枠組み

前記のとおり、立法府に一定の裁量があることは明らかであるから、選挙人の資格を定めた立法の憲法適合性については、立法目的が合理的であり、その手段が必要かつ合理的なものであるか否かという基準によって判断されるべきである。
25

なお、平成 17 年最判は、選挙人資格という意味での選挙権を有すること

に争いがなかった事案に関する判断であるから、選挙権の欠格事由に関する事案について射程が及ぶものではない。

(2) 立法目的の合理性並びに手段の必要性及び合理性

ア 立法目的の合理性

5 受刑者は、法秩序を著しく侵害して、法秩序の維持や社会秩序の安定という、選挙を公明かつ適正に行うための不可欠な基盤を損なわせた者である。このような者は、公正な選挙権の行使を期待できず、選挙権という公務の執行主体にふさわしい適格性を有しない。公選法11条1項2号の立法目的は、このような者について選挙権を制限することで、もって選挙が公明かつ適正
10 に行われることを確保する点にある。

選挙権の行使が、国の統治ないし意思決定の在り方に結びついていることからすれば、選挙権を行使する者が、制定された法律などを尊重し遵守すべきことは、憲法上予定された民主主義的な統治プロセスの要請といえる。同プロセスに対する国民の信頼の醸成を目指すことは、同プロセスに正統性ないし公正性を確保する観点から合理性を有する。受刑者は、法律に違反する
15 という形で、選挙を通じたあるべき民主主義的な統治プロセスから逸脱した者であるから、このような者を自己統治のプロセスから隔離することにより、国政の正統性ないし公正性を確保することは、選挙権の公務としての性格に即応したものといえる。前記立法目的は、合理的である。

20 イ 手段の必要性及び合理性

前記のとおり、受刑者は、法秩序を著しく侵害した者であり、選挙権という公務の執行主体としてふさわしい適格がない。選挙が公明かつ適正に行われることを確保するために、このような者について選挙権を有しないとすることは合理的である。また、選挙権を有しないとされる期間は、「その執行
25 を終わるまで」の期間に限られており、権利制限も合理的な範囲に限定されている。

選挙権は、選挙の際に多数の有権者によって同時に行使されるものであるから、選挙当日に選挙権の有無を個別的に判断することは不可能である。選挙人の資格については、一定の明確な基準をもって定める必要があり、同号の規律も合理性がある。

5 2 争点②（公選法 11 条 1 項 2 号のうち、仮釈放中の受刑者の選挙権を制限する部分の憲法適合性）

(1) 受刑者に対する選挙権制限が許容されるのは前記 1 のとおりである。そして、たとえ行政機関によって仮釈放が許可されたとしても、受刑者である以上は、その社会参加が一定の範囲で制限される。

10 仮釈放は刑の執行の一形態に過ぎないこと、遵守事項違反等により仮釈放を取り消されて再度刑事施設に収容され得ることなどを考慮すると、仮釈放中の受刑者について、刑事施設に収容されている受刑者と異なる取扱いをすべきではない。前記 1 の理は、仮釈放中の受刑者にも妥当するものである。

15 (2) 選挙権は、一定の明確な基準をもって定める必要があるところ、仮釈放は、地方更生保護委員会の評価という個別具体的な事情をもってされるものである上、一定の場合には取り消される可能性もある。仮釈放の取消しは通知制度がないことも考慮すると、仮釈放の有無が選挙権の有無に係る明確な基準とはなり得ない。仮釈放中の受刑者も含め、選挙権を制限することは憲法上許容される。

20 3 争点③（原告に対して公選法 11 条 1 項 2 号を適用することの憲法適合性）
前記のとおり、公選法 11 条 1 項 2 号の規定は憲法に反しない。原告に対し、同号を適用して選挙権を制限することも、憲法に反しない。

第 5 当裁判所の判断

1 判断枠組み

25 (1) 平成 17 年最判

国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政

への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。

5 憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正
当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43
条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組
織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免するこ
とは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の
10 議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる
権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙につ
いては、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書に
おいて、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的
身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。
以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙におい
15 て投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対し
て固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に
対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。

20 憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等
の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行
使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限す
るためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がな
ければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしに
は選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著し
く困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があると
25 はいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法
15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざる

を得ない。(以上につき、最高裁平成13年(行ツ)82号、同83号、平成13年(行ヒ)76号、同77号大法廷判決平成17年9月14日・民集59巻7号2087頁。以下、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず」から、末尾にかけての判示内容を「**本件判示**」という。)

5 公選法11条1項2号は、受刑者の選挙権を制限しているから、その憲法適合性は、平成17年最判が示した上記判断枠組みに則って判断されるべきである。

(2) 判断枠組みに関する被告の主張

10 被告は、平成17年最判につき、選挙権の行使に対する制限の許否に関する判断枠組みを示したものであるから、選挙権の欠格事由に関する事案にはその射程が及ばない旨主張する。

15 しかし、平成17年最判が、「国民の選挙権又はその行使」の制限について、本件判示に基づき判断すべきことを示していることは明らかであり、その射程が選挙権の行使に対する制限に関わる事案に限られるとする合理的根拠はない。本件は、受刑者の選挙権を制限する公選法11条1項2号の憲法適合性が問題となるものであるから、平成17年最判が示した上記判断枠組みを採用すべきである。

2 「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」

20 平成17年最判が、本件判示の摘示に際して「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として」と留保していることからすれば、平成17年最判は、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」については、本件判示とは異なる判断枠組みによるべきことを示したものと考えるのが相当である。

25 そのため、以下では、受刑者が「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」に該当するか否かを検討する。

(1) 検討の方向性

選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものであって、憲法は、国民主権の原理に基づき、国の政治に参加することができる権利を国民に対し固有の権利として保障している（前記1(1)）。これに加え、憲法前文が、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」と定めているとおり、選挙権は、国政の正統性の究極の源泉ともいべき権利であることも踏まえると、選挙権の制限に関する憲法適合性の判断は、原則として、本件判示によって厳格に検討されるべきである。したがって、本件判示とは異なる判断枠組みが採用される場面は例外的なものに限られるものというべきであり、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等」という文言について、過度に広範に解釈することは相当ではない。

(2) 選挙犯罪を犯した者に対する選挙権制限

平成17年最判のいう「自ら選挙の公正を害する行為をした者」として典型的に想定されるものとして、「法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪（以下「**選挙犯罪**」という。）により拘禁刑に処せられた者（公選法11条1項5号参照）が挙げられる。

選挙権が国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであることは前記のとおりであるが、このような選挙権の性質からすれば、選挙の公正は厳粛に保持されなければならないものというほかなく、将来の選挙犯罪を抑止する必要性は高い。

そして、選挙犯罪を犯した者は、不正な手段を用いて選挙結果等に影響を及ぼすことにより何らかの利を得ようと試みた者であるから、その選挙権を一定期間制限することは、反省を促して再犯を防止することに寄与するものといえる。また、選挙犯罪を犯した者につき、選挙権を制限して民主制の過程から遠ざけることは、選挙犯罪に係る一般国民の規範意識を覚醒ないし強化するもの

といえるから、将来の選挙犯罪の一般予防にも一定程度寄与するものといえる。したがって、選挙犯罪を犯した者に対する選挙権の制限は、選挙の公正を厳粛に保持するという目的に寄与するものといえる。かかる場合には、選挙権を制限する具体的な必要性が認められる。

5 (3) 受刑者に対する選挙権制限

受刑者について、上記(2)のような選挙権を制限する具体的な必要性が認められるか否かを検討する。

ア 犯罪の防止、選挙の公正への影響

受刑者の大多数は、選挙とは関連しない犯罪に及んで刑に処せられた者と
10 考えられるが、そうであれば、選挙権を制限しても感銘力は生じず、反省を
促すことにもならない可能性が高いほか、再び受刑者になれば選挙権を制限
されることを理由に犯罪を思い留まることも考え難い。受刑者の選挙権の制
限が再犯の防止に寄与するとの根拠は乏しい。また、選挙権の制限によって
15 刑罰法規違反に係る一般国民の規範意識が覚醒ないし強化される具体的な
根拠もない。以上より、受刑者に対する選挙権制限が将来の犯罪抑止に寄与
するものとはいえず、ましてや、将来の選挙犯罪が抑止されるものというこ
ともできない。受刑者に対する選挙権制限が選挙の公正の保持に資するもの
と評価することはできない。

イ 受刑者の選挙権行使を許容した場合に生じる弊害の有無

20 (ア) 選挙権行使に必要な情報摂取の可否

受刑者の多くは、刑事施設に收容されて社会から隔離されているものの、
刑事施設では、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律72条1
項に基づき、新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法によって主要
な時事の報道に接する機会が与えられている。收容中の受刑者であっても、
25 各政党ないし候補者の政策に関する情報を摂取することが可能である。

確かに、刑事施設に收容されていない一般国民と比べれば、インターネ

5 ットの利用ができない等、得られる情報量に限りがあるものの、かかる事情は、選挙権の行使が認められている未決拘禁者にも共通するものといえる。未決拘禁者の選挙権行使に際して、情報摂取の観点から支障が生じている等の事情は認められないことを踏まえると、収容中の受刑者につき、
5 摂取できる情報量が多くないことによる弊害は限定的なものというべきである。

(イ) 受刑者の選挙権行使に関わる事務的支障の有無

10 刑事施設に収容されている未決拘禁者は、投票の記載をした投票用紙を刑事施設の長に提出する方法により投票ができる(公選法49条1項、48条の2第1項、公職選挙法施行令55条4項3号)。また、憲法の改正に関する国民の承認に係る投票は、受刑者にも投票権が認められている(日本国憲法の改正手続に関する法律3条)。刑事施設に収容されている者が選挙権を行使したとしても、その対応は可能といえる。

15 その他、受刑者の選挙権の行使を認めた場合に具体的な弊害が生じることを基礎づける事実はない。

(4) 被告の主張に対する検討

ア 立法裁量の有無、広狭

20 被告は、選挙権が公務執行という性格を併せ持つ権利であることや、憲法44条本文の規定を根拠として、立法府が合理的な理由に基づいて選挙人の欠格事由を定めることは許容されていると主張する。

確かに、憲法44条本文は、選挙人の資格は法律でこれを定めると規定しているから、選挙人の資格の定めが立法府の裁量に委ねられていることは否定できない。

25 他方で、憲法44条ただし書は、「人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。」と規定しており、また、憲法15条3項は、公務員の選挙について、成年者による普通選挙を保障し

ている。これらの規定は、選挙人の資格の定めに関する立法府の裁量の限界を画すものといえる。また、選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであって（前記1(1)）、国政の正統性の究極の源泉ともいえる権利であることも併せ考慮すると、選挙人の資格の定めについて、立法府に広範な裁量が認められると考えるのは相当ではない。

イ 受刑者が法秩序を著しく害したことを理由とする選挙権制限の是非
被告は、受刑者につき、法秩序を著しく害した者であるため公正な選挙権の行使を期待できないと主張する。さらに、選挙権を行使する者が、国会で制定された法律等を尊重し遵守すべきことは自己統治のプロセスの必然的な要請であるとし、受刑者は、国会が制定した法律に違反しており、前記プロセスから逸脱しているため、前記プロセスの正統性、公正性を確保する観点からも、その選挙権の制限が許容される旨主張する。

(ア) 公正な選挙権の行使

受刑者は刑罰法規に違反して法秩序を害した者ではあるが、そのことから「公正な選挙権の行使」が期待できないとの結論が論理必然に導かれるものではない。そのため、法秩序を著しく害した者について、「公正な選挙権の行使」が期待できないか否かは、慎重に検討する必要がある。

この点、上記被告の主張の根拠として、法秩序を著しく害した者は規範意識が欠如しているため、その投票傾向が一般国民とは異なるおそれがある旨の主張が考えられる。しかし、仮に、受刑者の投票傾向が一般国民と相違していたとしても、憲法は、自由意思の下に選挙権を行使する権利を保障しているのであるから、そのような投票内容も、民主主義の下では禁止されるものではない。投票内容、投票傾向等の是非を理由として、選挙権を制限する権限が立法府に与えられていると考えることはできないし、一般国民と投票傾向が相違することをもって、「公正な選挙権の行使」が

できないと評価することも相当でない。

その他、法秩序を著しく害した者において「公正な選挙権の行使」を期待できない具体的な事実は認められない。

(イ) 自己統治のプロセスの正統性、公正性

5 国民が国会で制定された法律等を遵守すべき立場にあることを理由に、法律等を遵守しなかった者の選挙権を制限することが「自己統治のプロセスの正統性、公正性」を確保することになるとの結論は、論理必然的に導かれるものとはいえない。また、法秩序を著しく害した者が投票に参加することによって選挙の正統性ないし公正性が害されるとする主張も、抽象的な印象論の域を超えるものではなく、その具体的な根拠や機序は明らかではない。むしろ、国民主権の原理が、全ての国民を主権の担い手とすべきとしていることからすれば、国政の正統性の究極の源泉である選挙権の制限を最小限度に留め、できる限り多くの国民に国政への参加の機会を保障することが、「自己統治のプロセスの正統性、公正性」の確保に資するものといえる。

ウ 刑事施設に収容されていることを理由とする選挙権制限の可否

被告は、受刑者が刑罰という制裁によって社会から隔離された者であるから、刑の執行を受けている間はそれに随伴する形で選挙権の行使も停止されることも相当である旨主張する。

20 確かに、受刑者は、居住移転の自由や職業選択の自由等の基本的人権については、身柄の確保や刑事施設の秩序維持等の観点から、その制限を甘受すべき地位にあるものといえる。一方で、権利の性質によってはその行使を認められているものもあることからすれば、刑事施設収容中の基本的人権に対する制限の許否は、結局のところ、身柄の確保や刑事施設の秩序維持等の必要性と、当該人権の重要性等とを比較考量して決定されるべき問題といえる。

25 この点、受刑者の選挙権行使を許容した場合に具体的な弊害が生じるとはい

い難いのは前記(3)イのとおりであるし、選挙権が国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成す重要な権利であることは繰り返し述べたとおりである。そうすると、受刑者としての刑の執行に随伴して、当然に選挙権の制限が許容されると考えることはできない。

5 以上からすれば、被告の主張は採用できない。

エ 公選法11条1項2号の憲法適合性が自明視されてきたことについて

被告は、受刑者の選挙権を制限する公選法11条1項2号の憲法適合性は自明視されてきており、①日本国憲法の制定過程で開催された貴族院の特別委員会の審議においても、受刑者に対する選挙権制限が許容されることを想定した答弁がされていたこと、②公選法11条1項2号が憲法に違反しない旨判示した裁判例が複数存在すること、③伝統的な学説においても、憲法に違反しないとする立場が支持されてきたこと等を指摘した上で、根本的な見直しを余儀なくされるような事情変更があったとはいえない旨を指摘する。

15 しかし、憲法適合性の判断において、被告が指摘する答弁や裁判例が当裁判所を拘束するものとはいえない。

また、公選法等の改正経過をみるに、選挙権を制限する規定は時代の変化とともに縮小、撤廃されてきている。日本国憲法制定前は、衆議院議員選挙法により、受刑者のみならず執行猶予期間中の者も選挙権を制限されていたほか、6年以上の懲役ないし禁錮刑等に処された者は生涯にわたって選挙権を制限されていたが、日本国憲法制定後、公選法は、執行猶予期間中の者及び刑余者については選挙権を制限していない。その他、公選法は、禁治産者（成年被後見人）に対する選挙権の制限を認める規定を設けていたが、平成25年に同規定は撤廃されている。

25 さらに、学説についてみても、平成17年最判の言渡し以降、公選法11条1項2号を違憲とする見解が相当数示されていることがうかがわれる

(甲10)。

これらの事実からすれば、被告の上記主張は採用できない。

(5) 小括

5 以上より、受刑者の選挙権の行使を認めた場合に具体的な弊害が生じると
はいえないため、これを制限する必要性は認められない上、立法府の裁量等
によってこれが正当化される事情も認められない。そうであれば、本件にお
いて、平成17年最判が示した本件判示と異なる判断枠組みを採用すべき理
由はない。受刑者に対する選挙権制限が、「自ら選挙の公正を害する行為をし
た者等の選挙権について一定の制限をすること」に該当するものとはいえな
10 い。公選法11条1項2号の憲法適合性に関する判断枠組みは、本件判示に
よるべきである。

3 「やむを得ない事由」の存否

前記1(1)のとおり、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつ
つ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる
15 場合でない限り」やむを得ない事由があるとはいえない。

そして、前記2(3)、(4)のとおり、受刑者に対する選挙権制限は、将来の選挙犯
罪への抑止力があるわけではなく、選挙権の行使を認めたとしても選挙の公正の
保持に具体的な弊害が生じるものとはいえない。また、受刑者は、選挙権の行使
に必要な情報摂取も可能である上、刑事施設での選挙権行使に事務的な支障はな
20 い。被告の主張する「公正な選挙権の行使」、「自己統治のプロセスの正統性、公
正性」も、受刑者の選挙権を制限する正当化根拠となるものとはいえない。受刑
者の選挙権を制限することなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認め
ることが事実上不能ないし著しく困難であるとはいえない。

したがって、受刑者の選挙権を制限するやむを得ない事由は認められない。公
25 選法11条1項2号は、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただ
し書に違反するといわざるを得ない。

4 小括

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告には、高松市の選挙人名簿に登録される資格が認められるから、これを認めない本件決定は取消しを免れない。

5 第6 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

高松地方裁判所民事部

10

裁判長裁判官

田 中 一 隆

裁判官

15

豊 澤 悠 希

裁判官

20

伊 勢 若 菜